

# 議決事項第3号

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則	<p>県立学校における新たな職の設置に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>(第1条関係)</p> <p>2 施行期日 平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>	<p>1 表の整備 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の改正に伴い、表を整備する。</p>

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の

一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項第二欄第十二号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則  
 (案) 新旧対照表

改 正 案				現 行			
(職務に係る標準的な職)				(職務に係る標準的な職)			
第一条 略		第一条 略		第一条 略		第一条 略	
職務の種類	職制上の段階	職務の種類	職制上の段階	職務の種類	職制上の段階	職務の種類	職制上の段階
一 県立学 校職員が 行う職務	十二 規則第三十 一条の六第一項 第十二号から第 十五号までに規 定する職の属す る職制上の段階	一 十一 略	十二 規則第三十 一条の六第一項 第十二号から第 十五号までに規 定する職の属す る職制上の段階	一 県立学 校職員が 行う職務	十一 規則第三十 一条の六第二項 第十二号から第 十四号までに規 定する職の属す る職制上の段階	一 十一 略	十一 規則第三十 一条の六第二項 第十二号から第 十四号までに規 定する職の属す る職制上の段階
二 略	一七 略	略	技能員	二 略	一七 略	略	技能員

(参考)

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表

改 正 案				現 行																											
(休業日における授業の実施等)				(振替授業)																											
第十二条 (略)				第十二条 (略)																											
2 校長は、前項の規定に該当するときは、第二号様式の二により、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。ただし、学校行事の実施のため、休業日に授業をし、又は授業日に休業するときは、第一号様式の四により、あらかじめ教育長に届け出るものとする。				2 校長は、前項の規定に該当するときは、第二号様式の二により、あらかじめ教育長に届け出なければならない。																											
(職員の職)				(職員の職)																											
第三十一条の六 略				第三十一条の六 略																											
一二一 略				一二一 略																											
一二二 指導技能員				一二二 略																											
一二三 十五 略				一二三十四 略																											
別表第二 (第二条関係)				別表第二 (第二条関係)																											
<table border="1"> <tr> <td>学 校 名</td> <td>部名</td> </tr> <tr> <td>名</td> <td>学科</td> </tr> <tr> <td>対象障害種別</td> <td></td> </tr> </table>				学 校 名	部名	名	学科	対象障害種別		<table border="1"> <tr> <td>学 校 名</td> <td>部名</td> </tr> <tr> <td>名</td> <td>学科</td> </tr> <tr> <td>対象障害種別</td> <td></td> </tr> </table>				学 校 名	部名	名	学科	対象障害種別													
学 校 名	部名																														
名	学科																														
対象障害種別																															
学 校 名	部名																														
名	学科																														
対象障害種別																															
<table border="1"> <tr> <td>校</td> <td>護学校整肢区分</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>奈良県立奈良養</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自由</td> </tr> <tr> <td></td> <td>肢体不</td> </tr> </table>				校	護学校整肢区分	略	奈良県立奈良養		小学部		中学部		自由		肢体不	<table border="1"> <tr> <td>校</td> <td>護学校整肢区分</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>奈良県立奈良養</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自由</td> </tr> <tr> <td></td> <td>肢体不</td> </tr> </table>				校	護学校整肢区分	略	奈良県立奈良養		小学部		中学部		自由		肢体不
校	護学校整肢区分																														
略	奈良県立奈良養																														
	小学部																														
	中学部																														
	自由																														
	肢体不																														
校	護学校整肢区分																														
略	奈良県立奈良養																														
	小学部																														
	中学部																														
	自由																														
	肢体不																														